

所管部課	市民環境部課税課		部長	田村 美砂	
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例			
	部課機関	納税課			
<p>1. 要 旨</p> <p>各種申告書等の押印については、市民サービスの利便性の向上を図る観点等から国等より可能な限り廃止すべきとの方向性が示されている。また、市においても東大和市における押印見直し方針に基づき、押印について見直すこととしている。ついては、規則で定める様式について「㊟」の文字を削る等の必要な改正を行う。</p> <p>(1) 改正する様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相続人代表者届出書（第3号様式） ② 納税管理人申告書（第7号様式） ③ 納税管理人解除申告書（第7号様式の2） ④ 納税管理人承認申請書（第8号様式） ⑤ 納税管理人不設置認定申請書（第9号様式） ⑥ 納税管理人不設置認定異動届（第9号様式の3） ⑦ 納期限延長申請書（第12号様式） ⑧ 宅地化農地認定申告書（第51号様式の2） ⑨ 宅地化農地確認申請書（第51号様式の3） ⑩ 土地使用状況申告書（第52号様式） ⑪ 家屋使用状況申告書（第53号様式） ⑫ 所有権留保付軽自動車等に係る申告書（第56号様式の3） ⑬ 延滞金減免申請書（第121号様式） <p>(2) 施行日 令和5年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響および効果 押印を求める手続きの見直しが行われる。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。